

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年11月29日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正を行うために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第26条の2」に改める。

第8条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第9条の2中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第13条中「100分の9.7」を「100分の6」に改める。

第2章第3節中第27条の前に次の5条を加える。

（軽自動車税の納税義務者等）

第26条の2 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車（法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって、それぞれ課する。

2 前項に規定するもののほか、軽自動車税の納税義務者については、法第443条及び第444条に定めるところによる。

（環境性能割の課税標準）

第26条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第26条の4 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める率とする。

（1）法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

（2）法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

（3）法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の申告納付）

第26条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

（環境性能割の減免）

第26条の6 町長は、次の各号のいずれかに該当する三輪以上の軽自動車のうち、必要があると認めるものについては、その取得者に課する環境性能割を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用するものと認められる軽自動車
- (2) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が取得する軽自動車（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が取得する軽自動車を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）
- (3) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車
- (4) その他特別の理由があると認められる軽自動車

2 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による環境性能割の減免について準用する。

第27条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）」を「軽自動車等」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第28条（見出しを含む。）及び第29条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第30条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「である」を「は、」に改め、「は、軽自動車等の所有者等」を削る。

第31条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に、「以内に」を「以内に、」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「町長が必要と認める」を「必要な」に改める。

第32条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「対し、軽自動車税」を「については、当該軽自動車等の所有者等に課する種別割」に改め、同項第2号中「身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）」を「身体障害者」に、「精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）」を「精神障害者」に、「身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に、「生活をする」を「構成される世帯の」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項を同条第2項とする。

第33条第1項中「に係る軽自動車等の所有者等」を「の所有者又は使用者」に、「提示」を「呈示」に改め、同条第2項中「第442条の2第3項ただし書」を「第443条第3項ただし書」に、「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第5項中「に係る軽自動車等の所有者等」を「の所有者又は使用者」に改め、同条第6項中「所有」を「所有し、」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第13項中第3号を削り、同項第4号中「第15条第2項第7号」を「第15条第2項第6号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第15条第29項」を「第15条第29項第1号」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1

附則第13項第15号中「第15条の8第4項」を「第15条の8第2項」に改め、同号を同項第22号とし、第12号から第14号までを7号ずつ繰り下げ、第11号を削り、同項第10号中「3分の1」を「12分の7」に改め、同号を同項第15号とし、同号の次に次の3号を加える。

(16) 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1

(17) 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1

(18) 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1

附則第13項第9号中「3分の1」を「12分の7」に改め、同号を同項第14号とし、第8号を第10号とし、同号の次に次の3号を加える。

(11) 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1

(12) 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1

(13) 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1

附則第13項中第7号を第9号とし、同項第6号中「第15条第30項」を「第15条第30項第1号」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1

附則第13項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1

附則第21項を第26項とし、第16項から第20項までを5項ずつ繰り下げる。

附則第15項(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第14項の次に次の5項を加える。

(環境性能割の賦課徴収の特例)

15 環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第5条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(環境性能割の課税免除)

16 当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の減免の特例)

- 17 当分の間、第26条の6の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。

(環境性能割の税率の特例)

- 18 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第26条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条の4第1号	100分の1	100分の0.5
第26条の4第2号	100分の2	100分の1
第26条の4第3号	100分の3	100分の2

- 19 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第26条の4第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第9条の2の改正規定及び附則第2項の規定は平成31年1月1日から、附則第13項の改正規定及び附則第6項の規定は公布の日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の葉山町税条例(以下「新条例」という。)第9条の2の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第13条の規定は、平成31年10月1日以後に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始した連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された軽自動車に対して課する環境性能割について適用する。
- 5 新条例の規定中種別割に関する部分は、平成31年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び平成32年度以後の年度分の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する軽自動車税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 6 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部改正)

7 葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例(平成10年葉山町条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(環境性能割の延滞金の徴収の特例)

5 葉山町税条例(昭和50年葉山町条例第25号)に規定する環境性能割の延滞金の徴収は、当分の間、神奈川県が、自動車税の環境性能割の延滞金の徴収の例により行うものとする。

条例の概要

題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 控除対象配偶者の定義の変更により、従来の「控除対象配偶者」に該当するものは「同一生計配偶者」と名称が改められたことに伴い、個人均等割の当該用語を改めることとした。
- (2) 法人税割の税率を 100 分の 6 とすることとした。
- (3) 軽自動車税における環境性能割の導入に伴い、環境性能割の税率等の規定の整備を行うとともに、従来の課税分を種別割と称することとした。
- (4) 環境性能割の賦課徴収は、当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割の例により行うこととした。
- (5) 神奈川県知事が自動車税の環境性能割の課税免除又は減免を行う自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車について、当分の間、環境性能割の課税免除又は減免を行うこととした。
- (6) 環境性能割の税率について、当分の間、税率の特例を適用することとした。
- (7) 固定資産税の課税標準に係る特例（わがまち特例）について、地方税法の規定の細分化に伴い、所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。ただし、(7) は公布の日から、(1) は平成 31 年 1 月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

葉山町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p>	<p>葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第9条）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税（第9条の2 第18条）</p> <p>第2節 固定資産税（第19条 第26条）</p> <p>第3節 軽自動車税（<u>第26条の2</u> 第33条）</p> <p>第4節 町たばこ税（第33条の2）</p> <p>第5節 削除</p> <p>第6節 特別土地保有税（第45条の2）</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 都市計画税（第46条 第48条）</p> <p>第4章 雑則（第49条・第49条の2）</p> <p>第5章 罰則（第50条）</p> <p>附則</p> <p>（納税証明事項等）</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（個人均等割の非課税）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第9条）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税（第9条の2 第18条）</p> <p>第2節 固定資産税（第19条 第26条）</p> <p>第3節 軽自動車税（<u>第27条</u> 第33条）</p> <p>第4節 町たばこ税（第33条の2）</p> <p>第5節 削除</p> <p>第6節 特別土地保有税（第45条の2）</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 都市計画税（第46条 第48条）</p> <p>第4章 雑則（第49条・第49条の2）</p> <p>第5章 罰則（第50条）</p> <p>附則</p> <p>（納税証明事項等）</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（個人均等割の非課税）</p>

改正後	改正前
<p>第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める額を加算した金額）</u>以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（法人税割の税率）</p>	<p>第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める額を加算した金額）</u>以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（法人税割の税率）</p>
<p>第13条 法人税割の税率は、<u>100分の6</u>とする。</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p>	<p>第13条 法人税割の税率は、<u>100分の9.7</u>とする。</p>
<p>第26条の2 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車（法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下この節において同じ。）</u>に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって、それぞれ課する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、<u>軽自動車税の納税義務者については、法第443条及び第444条に定めるところによる。</u></p> <p>（環境性能割の課税標準）</p>	
<p>第26条の3 <u>環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p>（環境性能割の税率）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第26条の4 <u>環境性能割の税率は、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める率とする。</u></p> <p>（1）<u>法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの</u> <u>100分の1</u></p> <p>（2）<u>法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの</u> <u>100分の2</u></p> <p>（3）<u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの</u> <u>100分の3</u></p> <p>（環境性能割の申告納付）</p>	<p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>第26条の5 <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（環境性能割の減免）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>第26条の6 <u>町長は、次の各号のいずれかに該当する三輪以上の軽自動車のうち、必要があると認めるものについては、その取得者に課する環境性能割を減免することができる。</u></p> <p><u>（1）公益のため直接専用するものと認められる軽自動車</u></p> <p><u>（2）身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が取得する軽自動車（身体障害者で年齢18才未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が取得する軽自動車を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</u></p> <p><u>（3）その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車</u></p> <p><u>（4）その他特別の理由があると認められる軽自動車</u></p> <p>2 <u>第18条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による環境性能割の減免について準用する。</u></p> <p><u>（種別割の課税免除）</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（軽自動車税の課税免除）</p>

改正後	改正前
<p>第27条 軽自動車等のうち商品であって使用しないものについては、種別割を課さない。</p>	<p>第27条 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）のうち商品であって使用しないものについては、軽自動車税を課さない。</p>
<p>（種別割の税率）</p>	<p>（軽自動車税の税率）</p>
<p>第28条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第28条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>（1）～（3）（略）</p>	<p>（1）～（3）（略）</p>
<p>（種別割の納期）</p>	<p>（軽自動車税の納期）</p>
<p>第29条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p>	<p>第29条 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>（種別割に関する申告）</p>	<p>（軽自動車税に関する申告）</p>
<p>第30条 種別割の納税義務者は、軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）となった日から15日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書及びその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p>	<p>第30条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書及びその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p>
<p>（1）～（7）（略）</p>	<p>（1）～（7）（略）</p>
<p>2・3（略）</p>	<p>2・3（略）</p>
<p>（種別割に関する報告）</p>	<p>（軽自動車税に関する報告）</p>
<p>第31条 法第444条第1項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に、当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する種別割の賦課徴収に関し、必要な事項を町長に報告しなければならない。</p>	<p>第31条 法第442条の2第2項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する軽自動車税の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。</p>
<p>（種別割の減免）</p>	<p>（軽自動車税の減免）</p>
<p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、当該軽自動車等の所有者等に課する種別割を減免することができる。</p>	<p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対し、軽自動車税を減免することができる。</p>
<p>（1）（略）</p>	<p>（1）（略）</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等</u>（身体障害者で年齢18才未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p>	<p>(2) <u>身体に障害を有し歩行が困難な者</u>（以下「身体障害者」という。）又は<u>精神に障害を有し歩行が困難な者</u>（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18才未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで生活をする者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで生活をする者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p>
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>2 <u>前項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、町長において必要と認める書類を提示しなければならない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>3 <u>第1項第3号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該軽自動車等の呈示（町長が、当該軽自動車等の呈示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。</u></p>
<p>2 第18条第2項及び第3項の規定は、<u>前項の規定による種別割の減免</u>について準用する。 （原動機付自転車等の標識の交付等）</p>	<p>4 第18条第2項及び第3項の規定は、<u>第1項の規定による軽自動車税の減免</u>について準用する。 （原動機付自転車等の標識の交付等）</p>
<p>第33条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自転車（以下「原動機付自転車等」という。）の所有者又は使用者となった者は、町長に対し、第30条第1項の申告書を提出する際、当該原動機付自転車等の呈示（町長が、当該原動機付自転車等の呈示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>第33条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自転車（以下「原動機付自転車等」という。）に<u>係る軽自動車等の所有者等</u>となった者は、町長に対し、第30条第1項の申告書を提出する際、当該原動機付自転車等の提示（町長が、当該原動機付自転車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p>
<p>2 法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定によって、<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定</p>	<p>2 法第442条の2第3項ただし書又は法第443条の規定によって、<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その</p>

改正後	改正前
<p>置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の呈示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定によって、<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p>	<p>主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の<u>提示</u>をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第442条の2第3項ただし書又は法第443条の規定によって、<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>5 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車等の所有者又は使用者でなくなった者は、町長に対し、第30条第2項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>5 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車等に係る<u>軽自動車等の所有者等</u>でなくなった者は、町長に対し、第30条第2項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を<u>所有し</u>、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を<u>所有</u>若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>7・8 (略)</p>	<p>7・8 (略)</p>
<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p>	<p>13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(3) 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合</u></p>
<p>(3) 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合</p>	<p><u>2分の1</u></p>
<p>(3) 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合</p>	<p>(4) 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合</p>

改正後	改正前
<p>4分の3</p> <p>(4) <u>法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 2分の1</p> <p>(5) <u>法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 2分の1</p> <p>(6) <u>法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 2分の1</p> <p>(7) <u>法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 2分の1</p> <p>(8) <u>法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 2分の1</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>法附則第15条第32項第1号八に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 2分の1</p> <p>(12) <u>法附則第15条第32項第1号二に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 2分の1</p> <p>(13) <u>法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 2分の1</p> <p>(14) <u>法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 12分の7</p> <p>(15) <u>法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 12分の7 (削除)</p> <p>(16) <u>法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 3分の1</p> <p>(17) <u>法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 3分の1</p>	<p>4分の3</p> <p>(5) <u>法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合</u> 2分の1 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) <u>法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合</u> 2分の1 (新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) <u>法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 3分の1</p> <p>(10) <u>法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 3分の1</p> <p>(11) <u>法附則第15条第32項第2号八に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合</u> 3分の1 (新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前									
<p>る市町村の条例で定める割合 3分の1</p>										
<p>(18) 法附則第15条第32項第3号八に規定する設備について同号に規定す</p>	(新設)									
<p>る市町村の条例で定める割合 3分の1</p>										
<p>(19) (略)</p>	(12) (略)									
<p>(20) (略)</p>	(13) (略)									
<p>(21) (略)</p>	(14) (略)									
<p>(22) 法附則第15条の8第2項において準用する法附則第15条の6第2項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2 (環境性能割の賦課徴収の特例)</p>	(15) 法附則第15条の8第4項において準用する法附則第15条の6第2項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2									
<p>15 環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第5条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。 (環境性能割の課税免除)</p>	(新設)									
<p>16 当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。 (環境性能割の減免の特例)</p>	(新設)									
<p>17 当分の間、第26条の6の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。 (環境性能割の税率の特例)</p>	(新設)									
<p>18 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第26条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	(新設)									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 1244 450 1292">第26条の4第1号</td> <td data-bbox="450 1244 786 1292">100分の1</td> <td data-bbox="786 1244 1099 1292">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1292 450 1340">第26条の4第2号</td> <td data-bbox="450 1292 786 1340">100分の2</td> <td data-bbox="786 1292 1099 1340">100分の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1340 450 1390">第26条の4第3号</td> <td data-bbox="450 1340 786 1390">100分の3</td> <td data-bbox="786 1340 1099 1390">100分の2</td> </tr> </tbody> </table>	第26条の4第1号	100分の1	100分の0.5	第26条の4第2号	100分の2	100分の1	第26条の4第3号	100分の3	100分の2	
第26条の4第1号	100分の1	100分の0.5								
第26条の4第2号	100分の2	100分の1								
第26条の4第3号	100分の3	100分の2								
<p>19 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第26条の4第3号の規定の適用に</p>	(新設)									

改正後	改正前						
<p>ついては、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>20 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に限り、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="159 576 1066 624"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>21～26 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>15 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に限り、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 576 2060 624"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>16～21 (略)</p>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					

【附則第7項による改正】葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例 平成10年12月21日条例第29号</p> <p>附 則 1～4 (略) <u>(環境性能割の延滞金の徴収の特例)</u></p> <p>5 <u>葉山町税条例(昭和50年葉山町条例第25号)に規定する環境性能割の延滞金の徴収は、当分の間、神奈川県が、自動車税の環境性能割の延滞金の徴収の例により行うものとする。</u></p>	<p>葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例 平成10年12月21日条例第29号</p> <p>附 則 1～4 (略)</p> <p>(新設)</p>